

心がけよう

空き地の適正な管理

空き地で竹や草木が生い茂り、近隣の住民から数多くの苦情が寄せられています。
私有地は、所有者の責任で管理しましょう。

除草などの管理

土地の所有者や管理者は、近隣住民に迷惑がからないよう、定期的に除草や枝切り、刈り取り後の草木の処分などを行います。

土地の管理をしないと

●伸びた草や枝木が隣地に入ったり、種子や花粉が飛んで洗



濯物を汚したりするなど、近隣に迷惑をかけてしまいます。
●枯れた草や木をそのままにしておくと、火災の危険があります。

●ごみの不法投棄場所にされてしまうことがあります。捨てた人が分からない場合は、土地の所有者や管理者がごみを処分しなければなりません。
●蜂や毛虫などの害虫が発生しやすくなったり、有害鳥獣が住み着いたりすることがあります。
●道路の見通しが悪くなるなど、交通の妨げになり大変危険です。

問い合わせ先
環境課環境政策班

☎ 62・5328

忘れずに申告しましょう

市県民税の申告

市県民税の申告をしないと、必要な行政サービスを受けられないなどの不利益が生じることがあるので、必ず申告をしましょう。収入がない場合でも申告が必要です。

申告をするには

日時／月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※祝日は除く。

場所／税務課

必要なもの／本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、前年中の収入が分かるもの(源泉徴収票、支払明細、帳簿など)、各種控除証明書・領収書(生命保険料、国民年金保険料、地震保険料など)

申告をしないと

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。
- 入院などで医療費が高額になった際の自己負担限度額が高くなる場合があります。
- 各種申請に必要な証明書(所得証明など)が交付されません。

申告をする必要がない人

- 所得税の確定申告をしている
- 勤務先から給与支払報告書、または日本年金機構などから年金支払報告書の提出がされている ※遺族年金や障害者年金のみの人は申告が必要です。
- 収入のない18歳未満
- 市内在住の人に扶養されている

問い合わせ先

税務課課税班 (☎62-5321)

寄贈セレモニーとイベントを開催

旭市出身の芝田沙季選手が「こども卓球台」を寄贈

子どもたちにスポーツの魅力を伝えるために、芝田選手から「こども卓球台」が寄贈されることを記念して、セレモニーが開催されます。当日は芝田選手も参加し、一緒に触れ合えるイベントも行います。

寄贈された「こども卓球台」は、9月から総合体育館で利用できます。



ノジマリーグ 22-23 シーズンMVP の芝田沙季選手

日時／8月31日(木)

寄贈セレモニー：午前10時30分～11時

卓球イベント：午前11時～午後1時

会場／総合体育館 メインアリーナ

イベント内容／芝田選手と卓球対決、ミニゲーム、参加者全員にサイン入り記念品プレゼントなど ※参加は無料で、事前の申し込みは不要です。

問い合わせ先

体育振興課体育振興班 (☎64-1132)